



ブリーフィングを行います
日時：令和6年10月30日（水）13時30分～
会場：県庁8階会見室
※この資料をご持参ください。
※ブリーフィングまでの間、報道規制を行うものでは
ありません。

令和6年10月23日

担当課：調整課
直通：092-643-3325
内線：3362、3351
担当：丸林、野口

パートナーシップ宣誓制度に関する連携を拡大します！

～11月1日、全国169自治体と新たに連携開始～

県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できる福岡県を目指し「福岡県パートナーシップ宣誓制度」※を実施しています。

現在、県内6市3町（北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町）及び佐賀県との間で、転居等をした場合 ①転出自治体が交付する受領証の継続利用、②サービスの相互利用 に関する包括連携を行っています。

令和6年11月1日に全国の宣誓制度導入自治体間の連携を図る「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、宣誓者の転居に伴う手続きの負担軽減による更なる制度の利便性向上を図ります。

※「福岡県パートナーシップ宣誓制度」

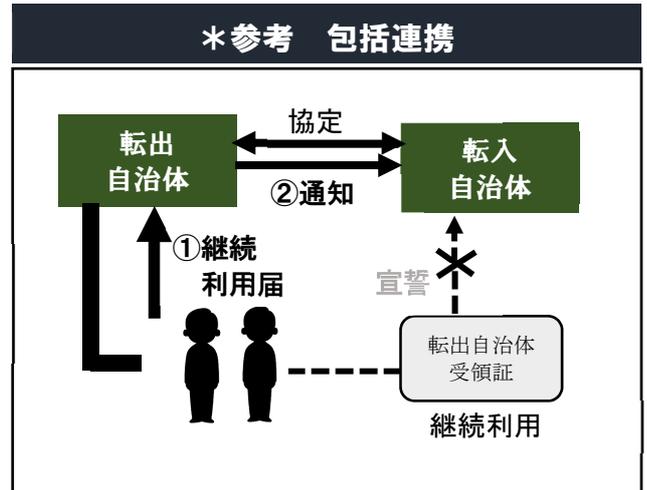
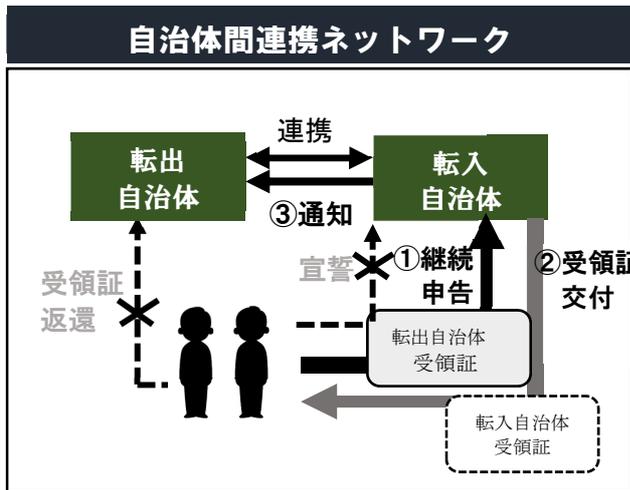
双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度

1 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入

- (1) 本県及び県内パートナーシップ宣誓制度導入を実施する全ての市町が加入
(6市3町:北九州市、福岡市、直方市、田川市、古賀市、福津市、粕屋町、香春町、苅田町)
- (2) 連携開始日 令和6年11月1日
- (3) 連携自治体 別添1(169自治体)
- (4) 規約 別添2(パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約)

2 連携内容

既に宣誓された方が、連携する自治体間で転居する際に、転入自治体で改めてパートナーシップを宣誓することなく、継続申告書、転出自治体で交付されている受領証及び転入が確認できる書類を提出することで、転入自治体から新たな受領証が交付される。なお、本県の包括連携の自治体間における転居の際は、宣誓者が自治体間連携ネットワーク又は包括連携の手続きのどちらかを選択することができる。



- | | | |
|-----|-----|--------------------------------------|
| 手続き | 宣誓者 | ① 転出した宣誓者は、継続を申告。「転出自治体受領証」を転入自治体に提出 |
| | 自治体 | ② 転入自治体は、宣誓者に受領証（転入自治体受領証）を交付 |
| | | ③ 転入自治体は、転出自治体に宣誓者の氏名等を暗号化して通知 |

- | |
|----------------------------|
| ① 転出者は、転出自治体に「継続利用届」を提出 |
| ② 転出自治体は、転入自治体に宣誓者の転居件数を通知 |

- | | |
|------|---|
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・転出自治体への「受領証の返還手続」が不要 ・転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書の提出」が不要 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・転出自治体への「受領証の返還手続」が不要 ・転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書の提出」「住民票の提出」が不要 |

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・転出自治体への「受領証の返還手続」が不要 ・転入自治体への「再度の宣誓」「独身証明書の提出」「住民票の提出」が不要 |
| 転出した宣誓者は、「転出自治体受領証」を継続利用できる。 |
| 協定締結する自治体内で提供される行政サービスが利用可 |

3 (参考) 包括連携

制度を導入している自治体間で包括的に連携

- ・転居後の受領証カードの継続利用
- ・自治体間の行政サービスの相互利用

